

議案第40号

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について

次のとおり鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日までに延長その他の所要の措置
が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日までに延長その他の所要の措置
が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。